

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 3 回総会資料



日 時：令和 8 年 8 月 3 日(月) 書面開催

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 3 回総会

次第

1 議 事

- (1) 第 1 号議案 実行委員会役員の交代について

資料 1

2 報 告

- (1) 実行委員会第 2 回総会以降の準備経過の報告

資料 2

【参考資料】

- ・ 第 81 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会実行委員会会則

* 議案への諾否や御意見について、8 月 14 日(金)までに回答書により御返信ください。

1 議事(1)

第 1 号議案

実行委員会役員の交代について

実行委員会役員 3 名の交代があったため、今後の役員を次のとおりとし、日本スポーツ協会に報告してよいとお諮りします。（交代のあった役員は太枠箇所のとおりです。）

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会役員（案）

	氏 名	所属（役職）	実行委員会における役職
1	黒岩 祐治	神奈川県知事	会長
2	山中 竹春	横浜市長	副会長
3	杉本 透	神奈川県議会議長	副会長
4	平田 良徳	神奈川県副知事	副会長
5	花田 忠雄	神奈川県教育委員会教育長	副会長
6	机 希美	神奈川県警察本部警備部長	副会長
7	岡田 伸浩	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 会長	副会長
8	山口 宏	公益財団法人横浜市スポーツ協会会長	副会長
9	藤木 幸太	神奈川県アイスホッケー連盟会長	副会長
10	水谷 俊輔	神奈川県スポーツ担当局長	常任委員（委員長）
11	篠田 寛	神奈川県教育局長	常任委員
12	足立 哲郎	横浜市にぎわいスポーツ文化局長	常任委員
13	加藤木 紳克	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 専務理事	常任委員
14	雨宮 勝	公益財団法人横浜市スポーツ協会 副会長兼専務理事	常任委員
15	中島 透	神奈川県アイスホッケー連盟理事長	常任委員
16	小松 誉	神奈川県高等学校体育連盟会長	常任委員
17	三浦 浩幸	KOSE 新横浜スケートセンター スケート営業チーフマネージャー	常任委員
18	永嶺 隆司	横浜銀行アイスアリーナ スケートリンク事業部長	常任委員
19	田名部 高雄	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 事務局長	監事
20	安藤 信二	神奈川県中学校体育連盟理事長	監事

2 報告(1)

実行委員会第2回総会以降の準備経過の報告

1 第4回常任委員会議事（令和8年8月3日 書面開催）

第1号議案 報道委員会の設立及び委員構成案について

第2号議案 表彰状及び賞状案について

2 令和8(2026)年度第1回日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会における承認事項

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会第2回総会及び第3回常任委員会（いずれも書面開催）における、次の決定事項について、令和8年6月2日に開催された標記会議に議案として提出し、承認されました。

（1）第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実施要項（案）について（第2回総会決定事項）

（2）ポスター図案について（第3回常任委員会決定事項）

※前回実行委員会総会資料をご参照ください。

なお、同会議において、上記1に関連して（公財）日本スポーツ協会から、「震災特例措置」にかかる議案が提出され、国民スポーツ大会委員会で承認されました。これに伴い、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実施要項に規定する震災特例措置についても同様に、次のとおり改定いたします。

【震災特例措置 新旧対照表】

改定後	改定前
(略) < 2 競技実施要項 > 1～7 (略) < 別記5 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) 3 特例の適用期間 <u>当面の間適用することとし、終結時期については、復興状況、本特例の活用状況等を総合的に勘案し、決定する。</u> < 別記6 【令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) 3 特例の適用期間 <u>当面の間適用することとし、終結時期については、復興状況、本特例の活用状況等を総合的に勘案し、決定する。</u> 8～21 (略) (略)	(略) < 2 競技実施要項 > 1～7 (略) < 別記5 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) < 別記6 【令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) 8～21 (略) (略)

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 実行委員会は、その事務所を神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

(目的)

第 3 条 実行委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を神奈川県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 式典の企画及び運営に関すること。
- (4) 宿泊及び保健医療に関すること。
- (5) 競技運営に関すること。
- (6) 輸送交通及び警備防災に関すること。
- (7) 広報及び報道に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関すること。

第 2 章 組織

(構成・役員)

第 5 条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事（以下「役員」という。）は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 神奈川県及び横浜市の役職員
- (2) 関係競技団体その他の関係機関・団体の役職員
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に関係のある者

(役員の職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を構成し、第 10 条第 7 項に掲げる事項を審議し、決定する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期等)

第 7 条 役員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の解散のときまでとする。ただし、役員が異動等の事由によりその役職を離れた場合は、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前 2 項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した役員がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関する事。

(2) 会則の制定及び改廃に関する事。

(3) 事業計画及び事業報告に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) 常任委員会に委任する事項に関する事。

(6) その他重要な事項に関する事。

5 総会は、会長及び役員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）

この場合において、前項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、第4項に掲げる事項について、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、常任委員の中から会長が指名する。委員長は常任委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、常任委員の中から委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代行する。

5 常任委員会は、委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

7 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 総会から委任された事項に関する事。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する事。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

8 前条第5項乃至第7項の規定は、常任委員会において準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会において準用する。

第5章 事務局等

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(大会パートナー)

第13条 実行委員会に、大会パートナーを置くことができる。

2 大会パートナーは、会長が委嘱する。

3 大会パートナーは、第10条第7項に基づき審議し決定しようとする事項に関して、その企画に参画し、又は意見を述べるものとする。

第6章 財務及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第17条 会長が代表者を務める団体を相手方として行う契約の締結その他の民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用がある行為は、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを行う。

2 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

3 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問合せその他の事務については、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課が引き継ぐ。

附 則

1 この会則は、令和7年8月19日から施行する。

2 実行委員会の令和7年度における会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和8年3月31日までとする。